

八王子市告示第 335 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年八王子市告示第 260 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 2 年 11 月 25 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市散田町三丁目 745-3、745-4 の各一部）

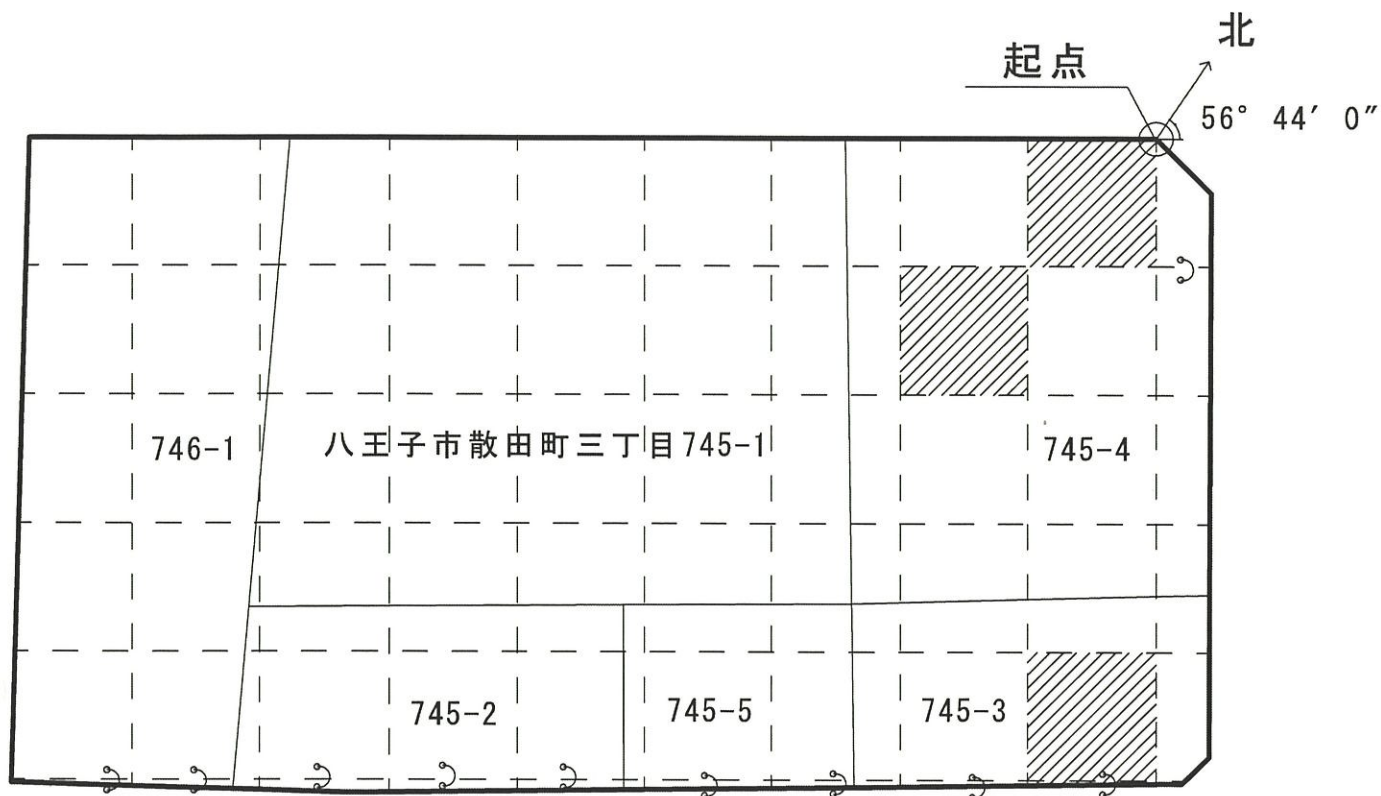
2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>
環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市散田町三丁目745番4の最北端とする。

【格子の回転角度】 56度44分0秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】



指定を解除する区域



筆境界



単位区画



敷地境界